

アグリテックコンテスト等企画運営事業委託業務仕様書

1. 業務目的

本市産業の活性化のためには、地域発のスタートアップ（※1）の創出を促し、新たな時代の成長分野を生み出していくことが求められている。このため本市では、令和3年10月に産学官が連携して東三河スタートアップ推進協議会を設立し、スタートアップが生まれ、育つ環境整備、すなわち、地域に適したスタートアップ・エコシステム形成を推進している。

こうした本市が目指すエコシステム形成のためには地域内外の人、技術、アイデアなどを掛け合わせ共創することが不可欠である。

また、本市及び隣接する田原市・浜松市を含むこのエリアは、全国でも有数の農業地帯となっているが、その一方で多くの営農上の課題も抱えている。また、世界的には食料供給の不安定化や急速な人口構造の変化などの課題が顕在化している。こうした課題を解決するために、スマート農業やアグリテック・フードテックに代表される新たな知識や技術などを積極的に取り入れていく必要がある。

そこで、本事業では、本市の農業者、食農関連企業（以下「農業者等」とする。）と全国の有望な農業系スタートアップをマッチングし、本市をフィールドとした食農分野における課題の解決につながる新製品・サービスの実証開発の取り組みにつなげることを目指す。また、こうしたプロセスをコンテスト形式として積極的に情報発信することで、本市がスタートアップ支援に注力するまちということを地域内外に知らせ、もって更なる起業家、投資家、支援者等を地域に呼び込むきっかけとする。こうした本事業の取り組みを、東三河スタートアップ推進協議会等の地域事業者・支援機関等との協働により推進することで、スタートアップ・エコシステムの継続的な充実を目指す。

※1 スタートアップ：優れたビジネスプランを持つ起業家または起業家候補

2. 事業概要

本市農業者等が抱える課題の解決に資する製品・サービスの社会実装を目指し、市内外のスタートアップと本市農業者等が協働で実証開発に取り組む共創プロジェクトを組成するため、以下の取り組みを実施する。なお、令和4年度から開始した本事業も2年が経過し、これまでの事業成果を検証しつつ、首都圏のスタートアップとの連携が促進（※2）されるよう事業を実施すること。

本事業は、コンテスト開催の翌年度から2年程度の実証開発期間を設け、全体で3年程度をサイクルとしたプロジェクト推進を想定しており、令和6年度の本事業は3年サイクルの1年目という位置づけである。

※2 首都圏のスタートアップとの連携促進：首都圏に常駐する市職員と連携し、効果的な事業実施を図ること

（1）マッチングプログラム

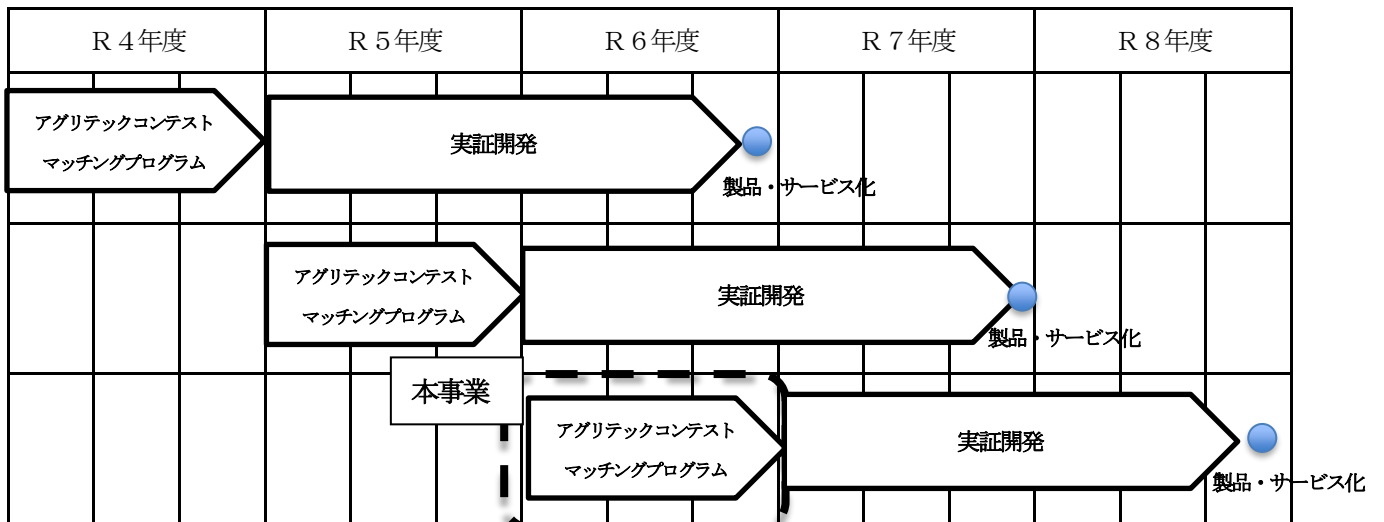
本市農業者等とスタートアップの共創関係構築を目指し、共創ノウハウプログラムの実施と、共創プロジェクトの組成、実証開発計画の策定支援の実施。

（2）アグリテックコンテスト

本市の農業者等が抱える課題解決に資する提案を全国から募集するアグリテックコンテストの実施。

（3）農業系スタートアップの集積に向けた事業構築支援

本市が目指す地域ならではのスタートアップ・エコシステムを形成し、農業系スタートアップを本市に集積するために必要な事業を構築していくため、令和4年度から令和6年度までの3年間の事業の必要性や有効性の検証を行うとともに、令和7年度事業構築のための支援を行う。



3. 業務内容

(1) マッチングプログラム

- ① プログラム参加農業者等の募集
 - ・スタートアップとの協働による実証開発に関心の高い本市農業者等を募集する。募集に際しては、ポスターやチラシを作成し、農家に募集の働きかけを行うこと。
- ② 共創ノウハウプログラムの実施
 - ・農業者等がスタートアップとの協働開発をするうえで事前に学ぶべき共創ノウハウを習得するプログラムを開催する
 - ・国内外の社会情勢や自然環境、食料事情などの目まぐるしい変化を鑑み、プログラムの中で農業者等が持つ課題を明確化し、スタートアップの技術により解決を目指す課題へとブラッシュアップしてアグリテックコンテストで解決策を公募する課題を選定する
- ③ スタートアップと農業者等との交流の場の企画及び実施
 - ・昨年度組成した共創プロジェクト間の交流、農業者等の巻き込み、地域内外のスタートアップの巻き込み、地域内外のスタートアップと農業者等の交流を目的とした、交流の場を企画して実施すること。なお、開催する交流の場のうち1回は中部ガス不動産株式会社をはじめとした市内企業が開催する東三河地域の「食」と「農」に関するイベント（7月下旬ごろ開催予定）と連携して実施すること。
- ④ スタートアップと農業者等との面談機会の充実
 - ・スタートアップと農業者等とのマッチング確度が高くなるよう、面談機会の充実を図ること
- ⑤ 共創プロジェクトの組成
 - ・アグリテックコンテストで入賞したスタートアップと農業者等とのマッチングによる共創プロジェクトを組成する
 - ・共創プロジェクトが実証開発を円滑に進めることができるよう、両者の間に入り実証開発の計画策定を支援する

(2) アグリテックコンテスト

- ① コンテスト募集業務
 - ・マッチングプログラムで明確化した、本市の農業者が抱える課題の解決策を有するスタートアップを全国から募集し、コンテスト参加者を募る。応募者は60件程度を想定。それに伴う効果的な広報等も実施すること。
- ② コンテスト開催業務
 - ・コンテストの企画（プログラム内容の検討、審査方法・審査基準・審査員の選定、表彰式の企画・運営、メディアへのPR、会場調整等）

- ・ファイナルデモデイの運営（当日の進行、会場設営、関係者の応対等）。なお、ファイナルデモデイは登壇するスタートアップにとってインパクトのあるPR機会となるよう、工夫して演出すること
- ・審査事務（応募内容の整理、表彰候補者の選定、審査会の運営、結果の取りまとめ）
- ・賞金1,000万円は市から受賞企業に支払う。受託者は円滑に支払いができるよう、市と受賞企業の仲介を行う

※ファイナルデモデイは令和7年1月頃を目処に開催する

（3）伴走支援計画書の作成

共創プロジェクトの実証開発が、策定した計画通り進んでいくよう、翌年度以降どのようにサポートしゴールを目指すかを記載した伴走支援計画書を作成すること

（4）農業系スタートアップの集積に向けた事業構築支援

- ① 令和4年度から令和6年度までに実施した3年間の事業の必要性や有効性の検証を行うとともに、令和7年度事業構築のための支援を行うこと
- ② 必要性や有効性の検証結果については、令和6年9月までに中間報告を行うこと
- ③ 令和7年度事業を効果的に実行するために必要な推進体制（例. 農業関係者が参画するプラットフォームなど）形成の検討および継続的な運営に向けた支援を行うこと

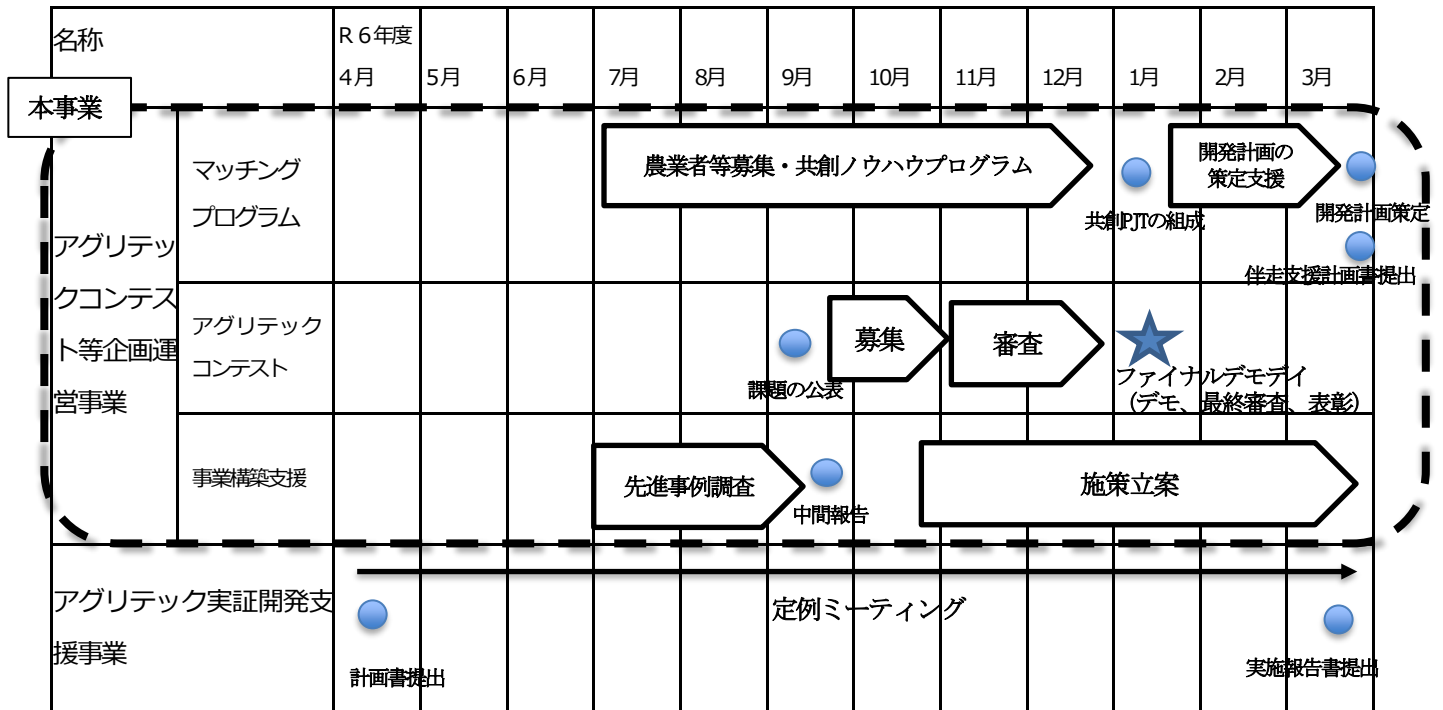
（5）専用ウェブサイト等の運用および広報

本市と協議のうえ、昨年度開発した本事業の専用ウェブサイトとSNSを運用するとともに、ウェブメディアへの掲載やポスター・チラシを作成し、本事業を効果的に実施するために必要な広報を行う。

（6）その他関連業務

- ① 事業実施計画書の作成（契約締結後速やかに）
- ② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）
- ③ 事業関係者（コンテスト応募者・審査員・市内農業者等）との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）
- ④ 本事業をより効果的に実施するため、地域の関連する他事業との連携を図ること。また、過去2回実施したアグリテックコンテスト受賞者による共創プロジェクトとの相乗効果が出るよう運営すること
- ⑤ 首都圏に常駐する本市職員と連携し、より効果的な事業実施を図ること
- ⑥ 実施報告書の提出（電子データ、令和7年3月中）

4. 目安となるスケジュール（契約締結日から令和7年3月31日まで）



5. 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。

※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

事業内容	事業者	市	備考
1. マッチングプログラム			
・ プログラム参加農業者等の募集	○	△	市は本事業の関心の高い農家情報を提供。必要に応じ市から農業者等への連絡も実施
・ 共創ノウハウを習得する講座の実施（講座内容の検討、実施）	○	—	
・ 農業者等が持つ課題の明確化と選定	○	—	
・ スタートアップと農業者等との交流の場づくり	○	—	
・ スタートアップと農業者等との面談機会の充実	○	—	
・ スタートアップと農業者等とのマッチングによる共創プロジェクトの組成	○	—	
・ 共創プロジェクトの実証開発を円滑に進めるための計画策定の支援	○	—	
2. アグリテックコンテスト			
・ コンテスト参加者（本市の農業者が抱える課題の解決策を有するスタートアップ）の募集	○	—	

コンテストの企画（プログラム内容の検討、審査方法、審査基準、審査員の選定、メディアへのPR、会場調整等）	○	—	
ファイナルデモデイの運営（当日の進行、会場設営、関係者の応対等）	○	—	
審査事務（応募内容の整理、表彰候補者の選定、審査会の運営、結果の取りまとめ）	○	—	
賞金1,000万円の支払い	△	○	支払いは市が行う。受託者は市と受賞者を仲介してフォローする。
3. 伴走支援計画書の提出			
共創プロジェクトを翌年度以降どのようにサポートし、ゴールを目指すかの計画書の作成	○	—	
4. 事業構築支援			
事業の必要性や有効性の検証	○	—	
検証結果の中間報告	○	—	
推進体制の検証および継続的な運営に向けた支援	○	—	
5. 専用ウェブサイト等の運用および広報			
本事業の専用ウェブサイト等の運用を行うとともに、本事業を効果的に実施するために必要な広報を行う	○	—	令和4・5年度に作成した専用ウェブサイトを活用する
6. その他関連業務			
事業実施計画書の作成	○	—	
本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）	○	△	
事業関係者（コンテスト応募者・審査員・市内農業者等）との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）	○	—	
地域の関連ある他事業との連携	○	△	市は、関連他事業の情報を共有
首都圏に常駐する市職員との連携	○	△	
実施報告書の作成	○	—	

△は協力して行うもの

6. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。

- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その決定に従うこと。